

WTO農業交渉 - 閣僚会議文書案の4項及び附属書Aに関する修正提案

ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、 リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスからの提案 (仮訳)

この文書は「農業のモダリティ確立に向けた枠組み」(カンクン閣僚会議文書案及び附属書A)への修正を提案するものである。この提案の中核となる問題は市場アクセス分野であり、これは提案国にとって極めて重要なものである。

カンクン閣僚会議文書案(修正部分のみ抜粋)

4. 我々は、ドーハ閣僚宣言パラ13の農業マンデートの約束を再確認する。我々は、こうした観点から、農業委員会特別会合でなされた進展を認識するとともに、ドーハの目的を改革のモダリティに反映するための作業を加速することに合意する。本文書の附属書Aは、市場アクセス、輸出競争及び国内支持に係る鍵となる未解決の論点についてさらなる約束及び関連規律が示されているが、この目的のために、我々は、当該附属書Aの枠組みをこれらの分野における作業の結論のための基礎として採択する。我々は、[...]までに非貿易的関心事項に十分配慮した上で、特別かつ異なる待遇に係る規定並びにルール及び規律を含むさらなる約束についてのモダリティを確立する作業を終結するよう、農業委員会特別会合に指示する。我々は、各国が、これらのモダリティに基づき包括的な譲許表案を遅くとも[...]までに提出することに合意するとともに、~~ルール、規律及び~~関連法的文書を含む交渉が、部分として、また、交渉日程の終結日においては全体として、終結する。

附属書A

農業のモダリティ確立に向けた枠組み

参加国は、ドーハ閣僚宣言の13項に規定された農業に関するマンデートに対する約束を再確認する。参加国は、全ての交渉分野における改革は相互に関係していること認識し、以下の枠組みに基づいて、特別かつ異なる待遇に関する条項を含み、農業協定ドーハ閣僚宣言の13項に規定されているように非貿易的関心事項を考慮して、更なる約束についてのモダリティを確立する作業を、カンクン閣僚文書4項に規定する期日までに完了することに合意する。

市場アクセス

- 2.1. 先進国の関税削減に適用される方式は、各要素が市場アクセスの実質的な改善に資するようなブレンド方式とする。フォーミュラは、以下のとおりとする。
- (i) []%の品目は平均 []%、最低 []%削減する。~~これらの輸入に関し、重要品目の市場アクセスの拡大は、関税削減や関税割当の組合せにより実施するものとする。~~
 - (ii) []%の品目は係数 []のスイス方式による。
 - (iii) []%の品目は無税とする。

2.2 ~~[]%の上限を超える関税品目については、先進国は、当該上限関税にまで削減するか、又は関税割当を含み得るリクエスト・オファーの方式によってこれらの若しくは他の品目において効果的な追加的市場アクセスを確保する譲許の全体的なバランスを確保する観点から、上記の関税削減に関税割当に関する新たな約束を追加することがあり得る。~~

2.6 途上国の関税削減に適用される方式は以下のとおりとする。

(i) []%の品目は平均 []%、最低 []%削減する。~~これらの輸入に関し、重要品目の市場アクセスの拡大は、関税削減や関税割当の組合せにより実施するものとする。~~この範疇において、途上国は、最低 []%の関税削減のみで関税割当に関する新たな約束を課されない特別品目を、今後決定される条件に基づいて指定するとの追加的な柔軟性を有する。

その他

6 上記1から5に規定された枠組みに関する条項について、加盟国がこれまでに提出した貢献、議長モダリティ案改訂版の関連部分及び農業委特別会合議長の貿易交渉委への報告に明記された関連する質問は、関心事項ではあるが合意されなかった以下の問題を含むモダリティに関する更なる作業にとっての参照文書となる。国内支持の品目別の約束、関税割当の拡大又は創設の要件、枠内税率、独占による輸出特権、輸出税、特定のグループに対する柔軟性の提案、特定の非貿易的関心事項、実施期間、分野別の取組、分野間の関係、平和条項、交渉の継続に関する条項、地理的表示及びその他の詳細なルール。